			計画(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	報音機與名(-	この外庭所
	本的 具体的 方向 支援の 方向		R3年度実施計画 実施上の課題等	・アウトプット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトブット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又は関係機関
1	1 情報提供・相談体制の強	周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・・「しおり」を窓口へ設置・・「しおり」を窓口へ設置・・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村と連携した制度等の周知 ◆町村や当所の職員の現行制度の理解を深める。	る制度や相談窓口の周知 ・「しおりを窓口へ設置 ・相談者に「しおりを配付、制度や相談窓口を説明 ◆問合せのあった町村担当職員に対して制度につい	古い情報にリンクしていることもあるため、定期的に確認する必要がある。 ・相談者には「しおり」を配付し、問合せ	ページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口	・町村及び福祉保健所職員による制度 の説明や対応力の向上	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知。しおり・パンフレットを窓口に設置・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明。◆問合せのあった町村職員に制度について説明	ては、古い情報にリンクしている こともあるため、定期的に確認す る必要がある。 ・相談者には「しおり」を配付し、 問合せ以外の活用可能な制度の	
談体制の強化	1 実 情報 提供 供	周知 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等 において障害児の医療(小児科、精神 科、整形外科等)や福祉サービス、発達 障害等の相談に関する情報提供		◆相談情報の発信を行うことができた。	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等において障害児の医療(小児科、精神科、整形外科等)や福祉サービス、発達障害等の相談に関する情報提供		◆ホームページ等による周知を実施		障害福祉課
東京	1 青級是共・ 目炎本訓の金と ①情報提供の充実	周知 イ 相談窓口の周知 ウ「ひとり親家庭相 談支援アプリ」の活用 (R4.4月~)	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県	②知度 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月~) 配布部数:21,000部、配布先:34市町村外863箇所 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時 戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページ・掲載 ◆ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページ・掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシ、カードの配布部数 1,380部、配布先:46か所(カード)配布部数 1,380部、配布先:46か所(カード)配布部数 1,380部、配布先:45か所 ◆給付金事業の広報用リーフレットの作成、配布(7月配布部数 3,460部、配布先:34市町村、養成機関、ローワーク、女性相談支援センター、県福祉保健所 ◆ひとり親家庭報の選供通年) ◆ひとり親家庭報の選供通年) ◆ひとり親家庭相談支援アプリの広報チラシを県内リ童扶養手当受給世帯へ送付(3月) ◆センターへの相談件数 691件(R3.6~R4.3)(前年度:846件)	支援センターが休所となったが、新たな 委託先とともにセンターの周知や、各種 支援情報を必要な家庭に確実に届ける ための仕組みづくりを行った。 ◆「しおり」の表紙・裏表紙のデザインを 一新するとともに、コンビニでの配布など 機会を捉えて周知を図った。	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホーム ページへ掲載	向上に向けた周知の強化	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布(7月~)配布部数:17,000部、配布先:34市町村等 ◆各市町村へ「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布時、戸籍担当窓口への設置を依頼 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターのチラシ、カードの配布(チラン)配布部数 990秒、配布先:48か所(カード)配布部数 990枚、配布先:48か所(カード)配布部数 990枚、配布先:48か所(カード)配布部数 990枚、配布先:48か所(カード)配布部数 3,450部・配布だ:34市町村、養成機関、ハローワーク、女性相談支援センター、県福祉(を所成、配布に3位の表別では、単位の大きないた。10年間では、1000年間で	マスコミを通じた広報等により、ひとり親家庭支援センター及びアプリの周知につながり、相談件数やアプリ登録者数が増加した。	課
‡ 1	1 ①情報提供の	周知	◆消費生活相談窓口の周知 情報紙等の配布 くらしネットKochi 101,600部(年4回発行) HPやSNSでの情報発信	Cおり、・くらレネットKochi発行(R3.7月・9月・11月・R4.2月発届ける・SNS(Facebook111回、Instagram111回)配信	行)・わずかづつではあるが、SNSのフォロワー数も増えている。県民に広く情報を届けるため、今後とも効果ある広報手段を検討していく。	情報紙等の配布	◆情報を受け取る方が固定化しており、 これ以外の方にどのように情報を届けるか。	・〈らしネットKochi発行(R3.7月発行) ・SNS(Facebook29回、Instagram67 回)配信	・わずかづつではあるが、SNSのフォロワー数も増えている。県民に広く情報を届けるため、今後とも効果ある広報手段を検討していく。	県民生活課
言 化 6	目炎本別の金と	ア 現行支援制度の 周知 イ 相談窓口の周知	◆DV防止及び女性相談支援センター相 談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,450枚 ポスターを路線パス40台、パス待合所 3か所に掲示 DV相談ナビ周知カード 4,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動 ラジオ番組による広報 (RKCラジオ、 11/12) 高知城パープルライトアップ (11/14,15) パネル展示による啓発	 ◆パネル展示によるDV・デートDVの啓発(県庁1階6/14~25、オーテビアで8/19~25) ◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知啓発物を配布DV啓発カード23,450枚啓発カード23,450枚啓発ポスターを路線バス40台、バス待合所3か所に示・チラシ7,000枚 ◆各種広報媒体による啓発活動ラジオ番組による広報(RRCラジオ、11/16)高知域パーブルライトアップ(11/12,13) 	を計ることが難しいが、全体の底上げの ためにも、今後も広報・啓発活動を継続 して実施する必要がある。	口周知の啓発物を配布	るために、広報手段の多様化などの工 夫が必要		◆今後も広報・啓発活動を継続して実施 ◆若年層への効果的なSNSによる情報発信の検討が必要	人権·男女共 同参画課
			◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導		の強化	◆各種広報媒体(TVやラジオ)やホームページ等を活用した情報発信 ◆各種イベント等へのブース出展、チラシ配布 ◆企業及び関係機関向けの事業案内冊子の配布 ◆SNSやインターネット広告を活用したHPへの効果的な誘導	る、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会の損失、企業訪問の減少		◆引き続き各種広報媒体を用いた周知を実施	人権·男女共 同参画課

			計画	(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	(子とも家庭課)
	カ 具体的 1 支援の 方向	取組の内容	R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトブット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又 は関係機関
談性	青 実情 表情 人		◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童委員の活動についてHP等により広報を行う。	域での浸透	◆各種行事等において、民生委員・児童委員活動の啓 発を実施	◆各地域において、民生委員・児童委員 の活動に対する理解が深まった。	◆地域住民に地域での身近な相談相手であることを知っていただくため、民生委員・児童 委員の活動についてHP等により広報を行う。		◆各種行事等において、民生委員・児童 委員活動の啓発を実施	◆各地域において、民生委員・児 童委員の活動に対する理解が深まった。	
1情報提供・相談体制の強化	2	○ ひとり親家庭等就 業・自立支援セン ターにおける相談 (R4.8修正)	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を実施する。 ◆来所が難しい方への出張相談や、オンライの利用等による相談の利便性の向上。 ◆SNS等のツールを活用した情報発信の強化。	門性を活かした支援ができるよう、関係機関との連携を含めた相談支援体制の 強◆来談者を受け入れるだけでなく、活動 範囲を広げ、支援が必要な対象者に向	691件(R3.6~R4.3) (前年度:846件) ◆法律相談 利用者数:68人(司法書士42人、弁護士26人) うち養育費に係る相談:40人 (前年度:法律相談84人、うち養育費に係る相談36人) ◆専門家相談(R3.7月~) 心理カウンセラー:8人、社会福祉士:17人、ファイナン	影響を除けば、相談件数は前年度と同程度である。 会法律相談では、養育費に関するものを 含む相談件数が約6割となっている。 ◆新たな取組として専門家相談を開始したことで支援体制の充実につながった。 ・相談者数延べ38人 ◆19時30分まで開所時間を延長したこと	◆総合的な支援を行う機関として、高知家の 女性しごと応援室、ハローワーク、こうち男女 共同参画センター、女性相談支援センター、 市町村や県福祉保健所などの関係機関と一 は関係機関につなぐ。 ◆養育費等の問題に対応できる弁護士相談 の枠を増加。(月4人一月8人) ◆ひより親家庭相談支援アプリを活用した情 報提供、配信及びチャットによる相談受付を 開始。 ◆遠方の方も利用可能なオンライン相談を拡 充。	きるよう、関係機関との連携を含めた相		◆新たな相談ツールとしてLINEプリ(チャット)の利用がされるとともに、電話や来所による相談件数が増加した。 ◆6月は弁護士相談の全枠(8人が埋まる等、課題解決に向けて必要な方の利用が進んでいる。	上課
1情報提供・相談体制の強化		〇 県福祉保健所に おける相談		構築・福祉保健所及び町村の担当職員は異動等で変わるため、年度当初は各制度の把握が不十分なことが多い。・支援制度活用の少ない町村担当者への理解促進・各支援制度の把握と活用・対象者への制度の周知・所内でのスムーズな情報の共有化・市町村や関係機関との情報共有・連携促進		情報提供や申請等の支援を実施。 ・引き続き町村及び所内関係職員の制	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・市町村担当者会(保健師等)で制度について説明 ・制度利用の相談時には、町村、本課、関係機関と十分な連携を図り対応する。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内職員への周知 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ・適切な対応ができるように職員の相談対応能力の向上	の理解促進 ・各支援制度の把握と活用 ・対象者への制度の周知 ・所内でのスムーズな情報の共有化 ・市町村や関係機関との情報共有・連携	報共有・連携促進 ◆所内での情報の共有化	・相談者の状況を確認しながら、必要な情報提供や申請等の支援を実施。 ・引き続き町村及び所内関係職員の制度理解を深めると共に、連携強化が必要。	
強化 報提供・相談体制の	相談機能の充実・強	ア 相談体制の充実 ○ 教育関係機関に おける相談		◆SC、SSWの専門性の向上や各学校 の校内支援会でのSC・SSWの効果的 な活用、協議の質的向上を図る必要が ある。		◆SCの相談件数、SSWの支援回数、 校内支援会の活用率等、SC・SSWの 活動状況の把握を通して、効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。	・SC:全公立学校への配置 アウトリーチ型SCの配置 11市 ・SSW:全市町村(学校組合)に配置 全県立学校に配置	◆SC、SSWの専門性の向上や各学校の校内支援会でのSC・SSWの効果的な活用、協議の質的向上を図る必要がある。		◆SCの相談件数、SSWの支援 回数、校内支援会の活用率等、 SC・SSWの活動状況の把握を 通して、効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。	童生徒課
1情報提供・相談体制の強化		○ 市町村社会福祉 協議会等におけ る相談	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 ◆町村社協へのヒアリング自立相談支援事業を委託する16町村社協を訪問し、事業実施上の課題等を把握するとともに今後の事業への助言指導につなげる。 ◆市へのヒアリング事業実施上の課題等を把握するとともに、任意事業未実施の市に対しては実施に向けて積極的に取り組むよう働きかける。 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会開催 ◆生活困窮者自立相談支援機関協議会プロック会開催	に沿ったものとなるよう、自立相談支援 機関の意見を踏まえたうえで、内容を組 み立てていく必要がある。	生活困窮者への相談支援を実施(16町村社協) 新たに6町村社協に支援員を加配 ◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村社協等へ書面により調査 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修会 ・第1回実務者研修 令和3年9月10日 参加者45人 ・第2回実務者研修 令和3年11月4日 参加者47人	とが重要となり、効率的・効果的な支援 の実施や研修による支援者のスキル アップが必要。 また、各市町村や実施機関との情報共 有等も必要。 令和5年1月からは生活福祉資金の特		などの影響を受けた方への支援	◆生活困窮者自立相談支援事業委託 生活困窮者への相談支援を実施(16町 村社協) 令和3年度に引き続き、国の交付金を活 用し、5町村に支援員等を加配し体制強 化を行った。 ◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し 書面により調査を実施し、集計結果につ いて共有した。 ◆生活困窮者自立支援事業従事者研修 令和4年7月21日 参加者51人 ・第2回実務者研修 令和4年7月21日 参加者35人 ・初任者研修(後期人材養成研修) 令和4年10月7日 参加者23人 ・中生活困窮者自立相談支援機関協議会 ブロック会 ・中央西ブロックで実施	画チームを編成し、定期的に研修企画検討会を開催し、現場の支援員のニーズを反映した内容の研修を実施することができている。 ・令和5年1月から生活福祉資金特例貸付けの償還が開始されるとから、償還が困難な方外らの増加や、償還が免除となった住民税非課税世帯等の低	策課

				計画	(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	評価(C)
管理番号	な方向	具体的 支援の 方向	取組の内容	R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトブット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	担当課室又 実施後の分析、検証 は関係機関
10	1 情報提供・相談体制の強化			◆専門的な人材の育成と専門性の向上のため、更生医療や補装具に関する市町村職員研修会を開催する。 ◆身体障害者更生相談所において、補装具、更生医療に関する相談に対応する。 ◆発達障害者支援センターにおいて、発達障害児・者とその家族や支援者からの相談に対し、助言や情報の提供、専門的なじた支援を行う。 ◆発達に心配のある親とその家族からの診療相談に応じ、予約を受けると共に早期支援につなげる。また、診療後に社会資源の情報提供を行う。	市町村職員の専門性の向上に向け、 日々の業務の中で困りごとなどに気を配	◆市町村からの更生医療電話相談件数 R3実績:155件 ◆発達障害者支援センターでの相談件数 (R3実績) 電話相談:217件 来所相談:157件 訪問:12件 その他:2件 ホームページアクセス数:2,629PV ◆地域連携室での相談件数 (R3実績) 診療相談件数:1,865件 情報提供 手当限係:153件 事業所関係:223件 手帳関係:86件		のため、更生医療や補装具に関する市町村 職員研修会を開催する。	◆身体障害者更生相談所業務に関わる 市町村職員の専門性の向上に向け、 日々の業務の中で困りごとなどに気を配 り、適切な助言等を行う。	R4.8時点:68件	障害福祉課
11	1 情報提供・相談体制の強化		○ その他の関係機 関における相談	容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。 ◆女性相談支援センター、こうち男女共同参画センター「ソーレ」の各相談窓口で	資質向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。 ◆DV被害者については、精神的なショックを受けてより療養が必要な場合が多く、早期に就労支援につながるケースが	◆ソーレへの「就労・雇用」の相談件数、割合:35件	◆引き続き、就労を希望する相談者 D V被害者等への情報提供や同行支援を 行い、自立を支援する必要がある。	応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。 ◆各窓口の業務内容や役割をお互いに把握し、必要に応じて連携できるよう連絡先を共有しておく。	資質向上と情報共有に継続して取り組む必要がある。 ◆DV被害者は、精神的なショックを受けて療養が必要な場合が多く、早期に就労支援につながるケースが少ない。 ◆適切な相談対応ができるよう、各種研修の継続的な受講等による相談員のス	家庭等就業・自立支援センター等への情報提供(随時) ◆ソーレへの相談者に対するひとり親家庭支援センターの情報提供(随時) ◆DV被害者等に対するハローワークや高知家の女性しごと応援室等の情報提	◆DV被害者は、精神的なショック 人権・男女共 を受けて療養が必要な場合が多 く、早期に就労支援につながる
12	制情	祖談機能の充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	接する関係者の資質向上 ア ひとり親家庭等株果・自立る就報の世生の説就業務の世生施 ・ 移動相談の実施	等就業・自立支援センターの相談員等の研修会への参加 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室等と連携して、相談者のニーズに応じた支援を行う。 ◆無料職業紹介事業・事業主に対し、ひとり親を雇用した場合に支給される助成制度の説明やひとり親に支給される助成制度の説明やひとり親	関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進 ◆センターの広報の充実 ◆継続的に連絡がとれる就業相談者が少ないことから、求人情報の定期的な提供等の継続的な支援が十分にできていない。 ◆相談員のスキルアップ	21中央東、24須崎、計35名参加) ◆令和3度四国ブロック母子・父子自立支援員等研修 会、母子家庭等就業・自立支援センター職員研修会及 び養育費相談支援に関する四国ブロック研修会合同研修会の実施(11/29:参加者5名) ◆就業相談、就業情報の収集・提供 ◆他の就業支援機関と連携した就業支援	ごとに担当者会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中央西と安芸地区が中止となった。 ◆移動相談では、事前のお知らせを児	センターの相談員等の研修会への参加 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室 等と連携して、相談者のニーズに応じた支援	関との情報共有、連携 ◆市町村、県福祉保健所担当者の各種 制度の理解促進 ◆センターの広報の充実	施(10/27web開催、61名参加) ◆就業相談、就業情報の収集・提供	◆担当者会をwebでの開催としたことで、同一町村等で複数の参加がしやすくなった。 ◆開催時期について、市町村から年度早期の開催について希望があり考慮が必要。 引き続き、女性しごと応援室への就労支援の依頼等を行っていく。 課
14	化 2 就業支援の強化	支援のための支援		の啓発活動に合わせ、求人企業開拓を行う。 ◆より安定的にきめ細かな支援を提供 ◆東部・西部・中部への出張相談の実施 ◆子育て支援センター等の訪問や、子 育て女性再就職支援イベントの開催等 による潜在的な女性労働力の掘り起こし ◆就職者へのアフターフォロー&キャリ ア形成支援の実施 ◆公認心理師(臨床心理士)による心理的サポート	◆新型コロナウイルス感染症拡大による、イベントやセミナーの中止を原因とした広報機会損失や、企業訪問の機会減	相談件数 698件(累計9,767件)	◆利用者(個人・企業)の増に向けたPR の強化				◆今後は、応援室の知名度向上 と新規相談者数増に向けた YouTube広告を実施

				計画	ī(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)		改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末) 評価(C		告機関名(子とも家庭課)	
	基本的 類な方向 ラ		取組の内容	R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	評価(C)(3年度末に更新してください) 実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又は関係機関	
15	2 就業支援の強化	就	支援制度による就業支援	◆町村社協へのヒアリング 就労支援の積極的な活用を図るため課 題等を把握し、今後の事業への助言指 導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用 と開拓	◆認定就労訓練事業に対する理解促進	26市町村社協等へ書面により調査 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R2年度末:7箇所→R3年度末:11箇所) ※県認定分	め、積極的に事業の利用勧奨を行い、効 果的な支援を行う必要がある。	就労支援の積極的な活用を図るため課題等を把握し、今後の事業への助言指導につなげる。 ◆認定就労訓練事業所の積極的な活用と開拓 ◆就労準備支援事業やハローワーク等と連		◆市町村社協等へのヒアリング 26市町村の自立相談支援機関に対し 書面により調査を実施し、集計結果について共有した。 ◆認定就労訓練事業所の開拓 (R3年度末:11箇所→R4年.8月末:12 箇所) ※県認定分 ◆就労準備支援事業実施状況(9月末) ・支援件数 136件(うちプラン対象 98 件 非プラン対象 38件) ・他機関との協議等12件	◆認定就労訓練事業所の開拓 (認定)が進んでいない。(R4は1 件の認定のみ) また、訓練事業の活用もできてい いない。	策課	
16	2就業支援の強化		ラム策定による支	◆プログラム策定のための面談が困難な遠方の方などが利用しやすいようにオンラインでの面談を行う。		14人 ◆就職者数 3人	されたことに伴い、貸付要件であるプログラム策定の件数が増加した。 就職者数はR3年度末時点では3人であ	◆面談を通して個々のケースに応じたプログラム策定を行い、就業に向けた自立支援を行う。 ◆来所が困難な遠方の方などが利用しやすいよう、希望に応じてオンラインでの面談を行う。	◆プログラム策定後の継続的な支援	◆支援要請者 15人 ◆就職者数 4人	◆全件が住宅支援資金貸付のためのプログラム策定となっている。		
17	2 就業支援の強化	資格や技能の取得へ	〇 自立支援教育訓練給付金事業 一 高等職業訓練促進給付金等事業 一 直等職業訓練促	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度	訓練促進給付金の制度について拡充されていることから、利用者増に向け周知の強化が必要。 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、利用実績がないため、周知の強化が必要。	・利用者数:23人(市分22、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数:64人(市分57、町村分7)	事業については、利用実績がないため、 周知の強化が必要。 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の貸	◆自立支援教育訓練給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業の実施 ◆高等職業訓練促進合係立貨付事業 ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ◆広報用リーフレットの配布		・利用者数8人(市分7、町村分1) ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数52人(市分49、町村分3) ◆高等職業訓練促進資金貸付事業 ・貸付人数:18人 (入学準備金2、就職準備金4、住宅支援資金12) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援 事業 ・利用者数1人(市分1、町村分0)	化が必要。	課	
18	就業	の資 支格	ための講座や職業	ターによる就業支援講座 ・パソコン講座	◆受講者のニーズに沿った講座内容等の選定。 ◆新型コロナウイルスの感染防止に配慮した実施方法等を検討する必要がある。	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座 ・パソコン講座1回(ワード):受講者4人	◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、パソコン講座(エクセル)が開催中止となった。		◆受講者のニーズに沿った講座内容等 の選定。	◆ひとり親家庭支援センターによる就業 支援講座 ・パソコン講座2回(エクセル):受講者6 人	◆受講者のニーズに沿った講座 内容等の選定	子ども家庭課	
19	2 就業支援の強化		訓練 公共職業訓練	年間 75コース、定員956名 【短期訓練】 ・ 1期継系 42コース ・ 経理系 3コース ・ 介護系 8コース ・ を療系 5コース ・ 長期高度人材育成コース】 ・ 17コース (うち介護系2コース)	し、一体的に取り組む。	【短期訓練】 - IT基礎系 29コース、入校者379名 - 接理系 3コース、入校者39名 - 介護系 3コース、入校者32名 - 医療系 5コース、入校者58名 【長期高度人材育成コース】 - 11コース、入校者36名 (うち介護系2コース、入校者5名)	短期訓練、長期高度人材育成コースとも に一定の定員充足率となっている。	年間 65コース、定員750名 【短期訓練】 ・IT基礎系 31コース ・経理系 3コース ・介護系 7コース ・ を療系 5コース 【長期高度人材育成コース】 ・ 19コース (うち介護系2コース)	雇用情勢が改善すると訓練希望者が少なななる傾向にあるため、求職者の二一次に合った多様なコース設定や訓練の広報等について、国や関係機関と連携し、一体的に取り組む。	[短期訓練] ・IT基礎系 10コース、入校者148名 ・経理系 1コース、入校者20名 ・介護系 1コース、入校者7名 ・医療系 2コース、入校者21名 【長期高度人材育成コース】 ・13コース、入校者39名 (うち介護系2コース、入校者7名)	短期訓練、長期高度人材育成 コースともに一定の定員充足率と なっている。		
20	就業支援の強	③事業主への啓発	の推進	◆ひとり親家庭等就業・自立支援セン ターによる求人企業開拓に合わせ、事業 主に対する啓発活動を行う。		◆訪問等による企業開拓:1件	◆効果的な取組について検討が必要。	◆ひとり親家庭支援センターによる求人企業開拓や、就業支援機関との連携による関係情報の収集を行う。		◆訪問等による企業開拓:1件	◆効果的な取組について検討が 必要。	子ども家庭課	

				計画(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	報 古 (K) 評価 (C)	アと も 外庭味
管理者	基本的な方向		取組の内容	R3年度実施計画 実施上の	・アウトブット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるブラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又は関係機関
2	3 経済的支援の充実	経済的支援の	による支援 り見重技養支給 の過正な支線 の母子交子事婦福 による適正な貸付 による適正な貸付 ひとり親家庭医療 費の助成	◆児童扶養手当の支給 ・R3.3月~児童扶養手当と障害年金の 併給調整の見直し一ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになる。 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充・ ・R3.4月から3資金(事業開始資金、事業継続資金、修学資金)の貸付限度額の引き上げ・ 貸付件数:187人(高知市131、県56) ◆ひとり親家庭医療費助成事業・受給対象者数実人員) :12,752人(児童含む)	◆児童扶養手当の支給 ・児童扶養手当受給者数(R4.3末)944人(町村分) ◆低所得の子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり第世帯分)の支給 ・1,017件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数・41件(新規26、継続15) 高知市40件(新規26件、継続24件) ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施 ・受給対象者数(実人数):11,788人(児童含む)	貸付件数(高知市を除く)は、対前年度	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 の支給 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付 ・R4.4月から2資金(事業開始資金、事業継続 資金)の貸付限度額の引き上げ ◆ひとり親家庭医療費助成事業	の連携	◆児童扶養手当の支給 ◆低所得の子育で世帯生活支援特別給 付金(ひとり親世帯分)の支給 ・949件 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数:25件(新規14、総続11)※ 高知市含まず ◆ひとり親家庭医療費助成事業の実施	貸付件数(高知市を除く)は、対 前年同期比114%(前年同期:22 件)。修学資金(本年:19件、前年 同期:21件)は減少しているが、 技能習得資金、修業資金、生活	課
2	3経済的支援の充実	経	による支援 〇 生活福祉資金貸	◆県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付事業」への相談者に対し、母子・父子・ 寡婦福祉資金貸付制度などを情報提供するとともに、適正な貸付を実施。	◆県社会福祉協議会において、制度の周知を行うととに、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付を実施。特例貸付により、新型コロナウインス感染症の影響により困窮した方への貸付も実施。	実施できている。引き続き、支援が必要		◆制度の周知	◆県社会福祉協議会において、制度の 周知を行うとともに、生活福祉資金貸付 制度を必要とするひとり親家庭等への貸 付を実施。特例貸付により、新型コロナ ウイルス感染症の影響により困窮した方 への貸付も実施。	貸付を実施できている。引き続き、支援が必要な方に対し、制度 の周知を行う。	策課
2	3 経済的支援の充実	経済的支援の充	支援 ジートリー・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業 (授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業 (授業料以外の教育費への支援) ○私立中学校等修学支援実証事業 (授業料への支援) ○私立学校授業料減免補助事業 (授業料への支援)	可用量生徒を持つ家 ◆厳しい経済状況の家庭に対する経済的支援 ○私立高等学校等就学支援金事業 支払実績額 999,118千円 (対象者4,182人) ○高校生等奨学給付金事業 支払実績額 62,327千円 (対象者566人) ○私立中学校等修学支援実証事業(R3年度事業終了 支払実績額 18,215千円 (対象者160人) ○私立学校授業料減免補助事業 支払実績額 114,314千円 (対象者1,704人)	中高等学校等に対し支援実績があり、制度の浸透がうかがえる。	厳しい経済状況の家庭に対し経済的支援を行い、教育費の負担軽減となる ○私立高等学校等就学支援金事業(授業料への支援) ○高校生等奨学給付金事業(授業料以外の教育費への支援) ○私立学校授業料減免補助事業(授業料の支援) ※実証事業の終了に伴い、支援を拡充	・私立小中学校に通う児童生徒を持つ家庭に対する更なる経済的支援	的支援	・各事業ともに、対象となるすべての小中高等学校等に対し支援 実績があり、制度の浸透がうかがえる。	
2:	3 経済的支援の充実	経済の	イ 子どもに対する 支援 ン 高等学校等就学 支援金等の支給 ン 無利子奨学金の 貸与	・要件を満たす希望者への支給・貸与 ・制度の周知 ・制度の周知 ・制度の周知	者への周知徹底を ◆低所得世帯への支援 ・高知県高等学校等就学支援金支給 ・高知県高校生等奨学給付金支給 ・高知県高等学校等奨学金貸与 収入(所得)基準額へのひとり親 加算 260,000円 ◆制度の周知	・要件を満たす希望者全員への支給・貸 与を実施	・要件を満たす希望者への支給・貸与・制度の周知	・制度について、対象者への周知徹底を 更に図る必要がある		・要件を満たす希望者全員への支給・貸与を実施	高等学校課
2	3経済的支援の充実	経済的支援の充実	支援) 高等学校等就学 支援金等の支給	◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。	◆特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者へ、教育関係経費を補助 ◆712名の幼児児童生徒に対して、89,389,832円補助した。		◆特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者へ、特別支援教育就学奨励費の支給。		特別支援学校へ在籍する児童生徒の保 護者へ教育関係経費を補助		特別支援教育課
2	経 済	流への支援②養育費の確保及び面会交	実施	◆支援を必要としている方に支援情報が ◆関係機関との連携届くよう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭等就業・自立支援センターの業務内容の周知・出張相談の実施	◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市時が広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆センターのLINE公式アカウントによる情報発信(通年) ◆移動相談:8/6~17に実施(香南市、佐川町、南国市、いの町、四万十市、土佐清水市)(香美市は中止)	ンターへの相談件数は前年度と比べ減 切 少した。(R2:846件、R3:691件)	◆支援を必要としている方に支援情報が届く よう、多様な方法による情報発信を強化する。 ・SNS等を活用したひとり親家庭支援セン ターの業務内容の周知		◆センターのチラシの作成、配布 ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ◆ひとり親家庭支援センターについて市 町村広報誌等へ掲載 ◆ひとり親家庭支援センターホームページによる最新情報の提供(通年) ◆ひとり親家庭相談支援アプリによる法 律相談等の情報提供(通年)	◆離婚前の方からの養育費等に 関する法律相談が多い。	子ども家庭 課
2	経済的支	交流への支援交流への支援の確保及び面会		◆オンラインによる法律相談の実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会への参加	オンラインによる実 整が必要である。 法律相談利用者数:68人(司法書士42人、弁護士26人) うち養育費に係る相談:40人 (前年度:法律相談84人、うち養育費に係る相談27人)	◆法律相談件数のうち、養育費に関する 相談を含むものは59%を占めている。	◆法律相談の実施 ・弁護士による相談枠を拡大(R3:月4人→R4: 月8人)。 ・希望者にはオンラインにより実施 ◆センター相談員の養育費に関する研修会 への参加	◆弁護士相談における相談時間は短い (1回約25分)ため、効果的な実施のため の事前支援等		◆弁護士による法律相談枠を増 やしたことで、弁護士相談の件数 が増加している。	

					I		I			刊口饭月10	(子ども家庭課)
			計画	Ī(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	
	的 具体的 ウ 支援の 方向		R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又 は関係機関
4日常生活支援の 充実	保育・子育て支	ア 保育サービス等 の充実 〇 保育所等優先的 利用の推進 〇 保育サービス等 の充実 〇 保育料の軽減	◆保育サービス等の充実 ・延長保育 (地域型保育等を含む) 14市面村140か所 ・休日保育 (地域型保育等を含む) 4市12か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病民保育 10市町村24か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	・補助金による財政支援 国費の交付決定は10月の見込み ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月) 修了者132名 家庭的保育者認定研修(6月~)	・引き続き財政支援とともに、事業実施 に必要な人材育成に取り組む。	◆保育サービス等の充実 ・延長保育 (地域型保育等を含む) 14市町村143か所 ・休日保育 (地域型保育等を含む) 3市9か所 ・一時預かり 25市町村110か所 ・病児保育 9市町村21か所	・さらなる保育サービスの充実に向けては、人材の確保が課題	・補助金による財政支援 国費の交付決定は11月の見込み ・事業実施に必要な人材の育成 子育て支援員研修基本研修(6月~7月) 修了者210名 家庭的保育者認定研修(6月~)	・引き続き財政支援とともに、事業実施に必要な人材育成に取り 組む。	
4 日常生 注 支援 の 充実	保育・子育て支	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 テ育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆里親家庭の確保及び里親委託促進のための里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・働きかけ	◆里親希望者の開拓	◆ホームページやチラシ等において里親制度や各行事開催などに関する広報の実施 ◆里親説明会の実施(16回) ◆パネル展の開催(8回) ●里親制度の広報や説明会等の開催により、里親希望の相談につながったりしており、効果が上がっている。		の里親制度に関する広報啓発活動の推進 ◆事業を行っていない市町村に対して助言・	ため、子育て短期支援事業を実施する	行事などに関する広報の実施 ◆民生委員や住民向けに里親制度の説 明会等の実施(6回)	開催により、里親希望の相談に	課、
4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支	イ 子育でや生活面での支援体制の整備 () 放課後児童クラブ等の充実 () 放課後児童クラブの優先的利用等の推進	(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 141(41) 児童クラブ 189(94) 計 330(135)カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市5カ所(計画) ③放課後学びの場充実事業による学習	(子ども教室、児童クラブ) ・待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に	児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ、申請予定含む 子ども教室 142(41) 児童クラブ 189(94) 実施校率:97.3%(181/186) ②児童クラブ施設整備事業の実施 3市4カ所(うちR4繰越2市3か所) ③放課後学びの場充実事業による学習支援者の謝金	(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の97.3%以上に新・放課後 子ども総合プランに基づく放課後子ども 教室又は放課後児童クラブが設置された。 ・引き続き、待機児童等の解消や、活動 内容の充実を図るため、国や県の実施	※小学校のみ 子ども教室 142(41) 児童クラブ 186(90) 計 328(131)カ所	(子ども教室、児童クラブ) ・待機児童及び国の施設基準等を満たしていない児童クラブの解消に向け、新たな児童クラブの整備と従事する職員の確保が必要。 ・各児童クラブや子ども教室の活動内容に差があり、充実した活動事例の共有に	(子ども教室、児童クラブ) ①運営費等補助(うち高知市) ※小学校のみ 子ども教室 142(41) 児童クラブ 186(90) 計 328(131)カ所 ②児童クラブ施設整備への助成 3市4カ所 ③放課後学びの場充実事業による学習	進事業(子ども教室、児童クラブ) ・全小学校区の97.3%以上に新・ 放課後子ども総合プランに基づく 放課後子ども教室又は放課後児 童クラブが設置された。 ・引き続き、待機児童等の解消 や、活動内容の充実を図るため、	
			◆地域学校協働本部事業 ①運営費等補助 33市町村150本部222校10園 ※他、高知市が46本部46校 学校組合が1本部2校 県立学校 8本部8校 ②食育学習を行う地域学校協働本部へ の助成 ③活動内容の充実と人材育成 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回 ・高知県地域コーディネーター研修会 東・中・西部×2回 ・市町村訪問8~10月 ・取組状況調査8~9月 ④学校地域連携推進担当指導主事(4 名)による支援 ・地域学校協働・部実践ハンドブックを 活用し、訪問活動による学校等への助言	・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が	33市町村150本部222校10園 ※他、高知市が46本部46校 学校組合が1本部2校 県立学校 8本部8校 ②食育学習を行う地域学校協働本部への助成 ③活動内容の充実と人材育成 ・取組状況調査の依頼7月	◆地域学校協働本部事業 ・コロナ禍における地域住民の活動への 参画について、課題や留意点を引き続き 整理していく必要がある。また、市町村 や学校によって活動内容に差があるため、学校等への助言を続ける。 ・高知県版地域学校協員を当せる必要があるため、地域・学校の状況に応じた 個別支援を続ける。	33市町村151本部215校12園 ※他、高知市が48本部48校 学校相合が1本部2校 県立学校 9本部9校 ②活動内容の充実と人材育成 ・高知県地域学校協働活動研修会 1回	◆地域学校協働本部事業 ・設置は順調に進んでいるが、市町村や学校によって活動内容に差があることから、学校と地域の理解を深めるとともに、活動の充実の鍵となる地域コーディネーターの確保・育成の促進などが必要である。 ・各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要である。	33市町村150本部215校12園 ※他、高知市が48本部48校 学校組合が1本部2校 県立学校 9本部9校 ②活動内容の充実と人材育成 ・取組状況調査の依頼 6月 ④学校地域連携推進担当指導主事(4 名)による支援 ・地域学校協働本部実践ハンドブックを	◆地域学校協働本部事業 ・コロナ禍における地域住民の活動への参画について、課題や留意点を引き続き整理していく必要 意点を引き続きを理していく必要 がある。また、市町村や学校によって活動内部「差があるため、学校等への助宣を統ける。 ・高知県版地域学校協働本部へ の展開の意義を地域や対・地域の 更関の意義を地域や大協関では、学校の状況に応じた個別支援を 続ける。	int. mit

				計画(P)		実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	報告機関名 評価(C)	(子ども家庭課)
管理番号		具体的 支援の 方向	取組の内容	R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるブラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトブット(結果) インブット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトブット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又 は関係機関
31	4日常生活支援の充実	保育	での支援体制の整備の地域子育て支援センター等の拡充	①地域子育で支援センター等、地域での交流の場や相談への支援の充実 (量の確保) ・市町村合同ヒアリング(母子保健、児童福祉、子育で支援) ・現状把握 ・名部門間との連携状況の確認 ・地域子育で支援センターへの訪問・実態 関係機との連携状況の確認 ・地域子育で支援センターへの訪問・実態 ・高知県地域子育で支援センター等機点の企業費補助 ・高知県地域子音を活用した小規模拠点の ・高知県地域子音で支援センター等機能のの企業者補助・高別・大子首で支援を大力を表活用した小規模拠点の必要者補助 ・高知県地域子音で支援を大力を表示した。 ・子育で支援者が関係した。 ・子育で支援者が表示を表示した。 ・子育で支援者が表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表		▶設置状況	援センターの利用者は減少傾向 ◆すべての市町村で高知版ネウボラの体制が整いつつあるが、母子保健・児童 なおいる事性に加え、教育主会がた切れ	ジタルブロモーションの実施(動画やSNSを活用	実しているが、子育ての安心感はまだ十分 に実感されておらず、子育て支援サービス の認知度を高める取組が必要 ◆子育で家庭のニーズに応じた相談支援や 情報提供等適切な支援を行う子育て支援者 の育成が必要	(量の確保) ・設置状況 25市町村1広域連合50か所 ・地域子育て支援拠点運営に対する補助 ・地域子育で支援拠点運営に対する補助 ・地域子育で支援地会活用 ・地域子育で支援センター等機能強化事業 費補助金活用 :1町1広域連合 (質の確保) ◆人材育成 ・子育で支援員フォローアップ研修及び現任研修(地域子育で支援拠点事業)	◆利用者の減少によりR4.3月末に1センター廃止となったが、R4.月に高知市及び大豊野で新たに地域子で支援せなったが開設されたため、設置数は1増となっている。 ◆今年度はす育て支援機具事業が中数となり、研修修の申込者が昨年度の3倍更流がのするとした。の研修の申込者が時代会を2回主込むでは、今年度はする大量模談がインスタグラムととした。が明めたが増り、対保支援課がインスタグラムととにあるもの)	####################################
32	4日常生活支援の充実	保育	での支援体制の整備 つ ファミリー・サポート・センターの設	◆ファミリー・サポート・センターの開設準備、設置・運営への支援 ◆会員の増加に向けた市町村講習実施 ◆の支援及び研修の実施 ◆制度の周知に向けた各種広報媒体によるセンターのPR	数が経過しているセンターでは増加数が 少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知	◆新たなセンターの開設(土佐清水市10月予定) ◆市町村への電話等による設置検討支援(1市) ◆子育て支援員研修の実施(12名受講) ◆リーフレットの配布(随時) ◆ラジオでの広報(1回)	る会員の確保とつながるよう、制度の周	◆会員の増加に向けた市町村講習実施への	数が経過しているセンターでは増加数が) 少ない) ◆制度の認知度がまだ低く、更なる周知	検討支援(2市2町) ◆子育て支援員研修の実施(9/10実施	提供会員:941人(R4.6末時点)	子育て支援課
33	4 日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	での支援体制の整備 (での支援を対している。) 子どもの居場所づくりへの支援	◆検討・立ち上げ段階への支援 ○開設の手引きの改訂 ○子どもの居場所づくり推進コーディ ネーターの配置(2名) ◆活動の継続・充実への支援 (1)子ども食堂相互が情報交換する場 の提供 ○子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(4回) (2)居場所を必要とする子どもをつなげる仕組み ○子ども食堂と地域の支援機関等との連携構築(4市) (3)人材・食材の確保 ○スタッフ養は清軽の提供 ○食材支援情報の提供 ○食材支援情報の提供 ○食材支援情報の提供 ◆子ども食堂支援事業費補助金による開設・運営費等の補助	・昨年度に引き続き、感染症対策を行いながら活動を継続する必要がある。 ・開催されている食堂のうち、約7割の食堂が弁当形式であり、見守り機能の低下が懸念される。 ・特に郡部において子ども食堂が貧困対策であるというイメージが残っている。	・20市町88箇所(R3新規開設数8箇所) ◆子ども食堂支援事業補助金 ・感染症対策への支援継続	的な開催を行う子ども食堂の更なる拡大 が必要 ・支援の必要な子ども等を子ども食堂に つなげるための地域の支援機関との連 携体制の強化が必要 ・食事の提供や集いの場にとどまらず、 見守り機能の拡充や家庭の教育力の向 上への支援が必要	・子ども食堂支援事業費補助金による開設・ 連営への支援(広報経費や行事食の提供へ の支援など補助メニューの拡充) ・子ども食堂取組事例紹介シンポジウムの開催(1回) ・子どもの居場所づくりネットワーク会議の開 催(4回)	催を増やす・子ども食堂と地域の支援機関との関係・子ども食堂と地域の支援機関との関係づくり・子ども食堂の活動を「見守り機能の充実」や「家庭の教育力の向上」につなげる	・20市町92箇所(R4新規開設数6箇所) ◆子ども食堂補助金交付決定41件 ◆子ども食堂ネットワーク会議&スタッフ 養成講座の開催(4箇所69人)	所に止まらず、困っている方の声を聞き、受け止め、必要な支援材関につなぐ「見守り支援」機能を充実することが必要	景課
34	4日常生活支援の充実	保育	での支援体制の整 備	◆放課後等学習支援員配置状況 (計画) ·31市町村、1学校組合 ·小学校 130校 233名 ·中学校 74校 196名	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。 ◆1人1台端末の整備が進む中で、放課後においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テストシステム等の活用を検討していく必要がある。	当初 -31市町村、1学校組合 -小学校 120校 239名	◆年2回の執行見込額調査で新型コロナウィルス感染症の蔓延により、希望通りの配置とならなかった市町村に対し減較交付、人員確保等ができた市町村に対しては増額交付決定を行い、補助金を有効に活用できた。	(計画) •32市町村、1学校組合	◆中山間地域においては、地域内での人材確保が難しく、交通手段や距離的な問題から地域外からの人材確保も見込めないケースがある。 ◆1人1台端末の登備が進むなかで、放課後等学習支援においても学習支援プラットフォームに掲載している単元テストシステム等の活用を促進していく必要がある。	(当初) ・32市町村、1学校組合 ・小学校 126校 241名		小中学校課

											報告機関名	
				計画	画(P)	実行(D)(3年度末に更新してください)	評価(C)(3年度末に更新してください)	改善(A) /	計画(P)	実行(D)(R4.8月末)	評価(C)	
管理番号	な方向	具体的 支援の 方向	取組の内容	R3年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れた形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプラスの変化	実施後の分析、検証	R4年度実施計画	実施上の課題等	・アウトプット(結果) インプット(投入)により、具体的に現れ た形 ・アウトカム(成果) アウトプット(結果)等を通じて生じるプ ラスの変化	実施後の分析、検証	担当課室又は関係機関
35	4日常生活支援の充実	保育	備	症対策等の喫緊の課題等への対応や各 校の本事業へのニーズ等を考慮し、全て	· できず、必要とされる人数の配置や時間 :数の確保ができない場合がある。	て実施を希望する学校に対して、予算の範囲内で追加	要がある。 ・学習支援員確保の仕組みづくりと学習 支援員の指導力向上の仕組みづくりが 必要である。(大学生支援員確保の方策 と教員免許を持つ人材の有効活用の方		「できず、必要とされる人数の配置や時間 数の確保ができない場合がある。 ・生徒の実態等により、1校当たりの上 限以上の実施を希望する学校があり、そ の対応が必要である。	中学校5校に7名をそれぞれ配置した。 ・支援員の配置を希望する学校への配置率:100%	生支援員確保の方策と教員免記を持つ人材の有効活用の方策の検討。) ・放課後補習等におけるデジタル	り り 士 ち り レ
	4日常生活支援の充実	保育		(ちぐさ) ・母子生活支援施設において母子が安心して相談できる体制の整備・相談員研修参加(20回以上)・要援護者の法テラス、ハローワーク等専門機関への引率、紹介の充実・個別対応職員による被虐待児童及び母親への生活場面での1対1の対応・心理療法回数・手法の充実	(ちぐさ) ・入所事由の複雑多様化に対応するための職員のスキルアップ	(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 22世帯53名 ・相談員研修参加 19回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 3名 ・心理療法相談回数 265回	が増えてきている。職員による支援体制 をより一層充実させるとともに、関係する			(ちぐさ) ・入所世帯及び人数 24世帯60名 ・外部スーパーバイザーの配置 ・主任配置によるチーム支援体制の導入 ・相談員研修参加 2回 ・ハローワーク等就労支援機関への同行 4名(※独自求職活動者を含めた新規 就労者6名) ・心理療法相談回数 109回	り専門的かつ多角的な支援や助言に繋げることができている。	ンよ 力 援
36		実		(スーパーパイス)による支援のスキルアップを図る。 ・DVや虐待の連鎖を解消するために助	(安芸和光寮) ・新型コロナ感染防止の為、職員参加を予定していたが外部研修の開催が中止又は延期になってしまっている。 ・また関係機関の協力による入所者に対する心理教育のプログラムや行事計画等についても日にちの調整に苦慮している。 ・このため、職員(心理療法担当職員)や相談員等のもつ専門知識等を活用しながら支援のスキルアップを図っている。	- 心理療法 61回 - 相談員研修参加 3回	修へ参加する事が増えてきた。 ・DVや虐待の連鎖を解消する為、性教育は、継続する事が必要。	(安芸和光寮) ・DVや虐待の連鎖を解消するために助産師や関係機関の協力を得、性教育の実施を継続する。 ・入所者の対するケース会や支援会等に積極的に参加する事により関係機関との情報や支援制度の活用により、入所者の自立に繋がる支援に努める。		・心理療法 33回		
37	4日常生活支援の充実	住宅確保	ア 住居を確保する ための取組 ○ 公営住宅への入 居営つい実施 ○ 民間賃賃賃を の入居支援		◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	第1回(R3.5)、第2回(R3.8)、第3回(R3.11)、第4回(R5.2) ひとり親世帯応募者数 125世帯 同当選者数 24世帯	県営住宅への入居を希望するひとり親 世帯への需要があることから、今後とも、 制度の周知を図り、ひとり親世帯への支 援を行っていく。	◆引き続き、入居者の選考において、当選確 率を高める優遇措置を講じていく。	◆原則公募であり、募集戸数に限りがあること、利便性の高い団地に応募が集中していること、高齢者、障害者世帯等にも優遇措置を講じていることから、ひとり親世帯全ての入居希望にこたえることができない。	第1回(R4.5)、第2回(R4.8) ひとり親世帯応募者数 80世帯 同当選者数 19世帯	県営住宅への入居を希望するひとり親世帯への需要があるこから、今後とも、制度の周知を図り、ひとり親世帯への支援を行っていく。	۷ - اع
38		(接)住宅確保のため	ア 住居を確保する ための取組 ○ 母子父子寡婦福 祉資金貸付制度 (住宅資金・転宅 資金)	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健やかな育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	(住宅資金・転宅資金)	◆住宅資金は、雨漏りの補修のための 貸付。 転宅資金は、前年度に引き続き利用な し。	◆住宅の確保、維持や転居などに必要な資金の貸付を行う。	◆制度の内容の周知を引き続き関係機関と連携しながら行うとともに、制度の目的(ひとり親家庭等の自立と児童の健やかな育成を支援する)についても十分に周知する必要がある。	(住宅資金・転宅資金)	◆転宅資金の申請予定(1件)あ り	子ども家庭課